

◆ 違反建築物の主な罰則規定の一例 ◆

	罰則規定	対象者
法98条 3年以下の懲役 又は300万円以下 の罰金	特定行政庁の違反是正措置命令に従わない場合	建築主、工事請負人、現場管理者、所有者、管理者、占有者
	特定行政庁や建築監視員の緊急停止命令の措置に従わない場合	建築主、請負人、現場管理者
	構造耐力（法20条（小規模建築物等を除く。）、避難施設等（法35条）等の規定に違反した場合	設計者 ・設計図書を用いなかったり、設計図書に従わないで工事を施工したときは工事施工者、故意の場合は建築主等も対象となる。 ・仕様違いの認定建築材料等を引き渡した者
	法36条（防火区画等に限る。）の政令の規定に違反した場合	
法99条 1年以下の懲役 又は100万円以下 の罰金	用途変更における準用規定（避難施設等）に違反した場合	所有者、管理者、占有者
	建築の確認申請書が必要な建築物で、これを提出しないで工事に着手した場合	建築主、工事施工者
	中間・完了検査申請を提出しない場合	建築主
	特定行政庁や建築監視員の緊急作業停止命令に従わない場合	工事従事者
	特定行政庁の集団・単体規定不適格建築物に係る措置命令に違反した場合	所有者、管理者、占有者
	構造耐力（法20条（小規模建築物等に限る。）、防火地域内の建築物（法61条）等の規定に違反した場合	設計者 ・設計図書を用いなかったり、設計図書に従わないで工事を施工したときは工事施工者、故意の場合は建築主等も対象となる。 ・仕様違いの認定建築材料等を引き渡した者
	法36条（防火区画等に限る。）の政令の規定に違反した場合	
	用途変更における準用規定（火気使用室の換気設備等）に違反した場合	所有者、管理者、占有者
法101条 100万円以下の 罰金	特定行政庁及び大臣の報告徴収、物件の提出の求め、立入検査、試験又は質問を拒んだ者	所有者、管理者、占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物を調査した者
	設計資格を有するものによって設計しなければならない建築物をこれを定めずに工事をした場合	工事施工者
	定期報告書の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	所有者、管理者
	敷地の衛生及び安全（法19条）、接道義務（法43条）等の規定に違反した場合	設計者（設計図書を用いなかったり、設計図書に従わないで工事を施工したときは工事施工者、故意の場合は建築主も対象となる。）
	法36条（居室の採光面積等に限る。）の政令の規定に違反した場合	
	用途地域制限（法48条）等に違反した場合	建築主、築造主
	用途変更における準用規定（居室の採光、用途地域等）に違反した場合	所有者、管理者、占有者
法103条 50万円以下の 罰金	仮設建築物（法85条3項、5項）の規定に違反した場合	建築主
	工事中工届又は除却届を提出しない場合	建築主、工事施工者
	確認があった旨の表示、及び設計図書を工事現場に備えていない場合	工事施工者
法105条 上記違反事項 による罰金*	特定行政庁、建築主事、建築監視員、委任を受けた吏員による施工の状況等に関する報告に従わない場合、又は虚偽の報告をした場合	建築主、工事施工者、工事監理者、設計者、所有者、管理者、占有者
	法人等の違反行為があった場合、その行為者が罰の対象となるほか、その法人等も同様となる	法人の代表者、代理人、使用人、従業員
法107条 50万円以下の 罰金	本法の規定に基づく条例違反に対する罰則	

*ただし、不特定又は多数の者が利用する建築物や当該建築物の敷地に関する是正命令違反のうち、特に生命又は身体に重要な危害を及ぼすおそれがあるものについての法人に対する罰金は1億円以下